

## 「経済対策」と「株式贈与」 ～コロナウイルス感染症第3波への対応～

このところの新型コロナウイルスの第3波で、経済活動の停滞が懸念されております。延長される従来の対策や株式の贈与など、この時期に使える制度は最大限利用し、少しでも状況を改善しましょう。

### I 12月8日発表の「新たな経済対策」 今後延長される制度、期限が到来する制度

12月8日に閣議決定された「新たな経済対策」(第3次補正予算等)によると、これまでの対策の柱の一部が延長されます。第3次補正予算案は来年1月可決の見込みですが、是非ご注目ください。

(2020.12.8 現在)	従来	延長	備考
雇用調整助成金の特例措置	対象となる休業日 : 2020年12月31日迄	同左 <b>2021年2月28日迄</b> (申請はその2ヶ月後まで)	2020.11.27 厚労省発表済み
事業者向け納税猶予	2021年2月1日迄に納期限が到来する国税	<b>1年程度延長の方向</b> で検討中との報道あり	現行の条件 : 2020年2月以降の一定期間で売上高▲20%以上
新型コロナウイルス感染症対応貸付	保証協会の保証受付は12月末迄、融資実行は2021年1月31日迄	中小向け新融資制度として <b>2021年3月迄延長</b> の報道あり	上限4千万円、保証協会等保証。
Go toトラベル	2021年1月末迄	2021年のゴールデンウィーク直後 <b>6月末頃迄延長</b>	第3次補正予算
Go to イート	販売 : 最長2021年1月末迄 利用 : 2021年3月末迄	プレミアム付き食事券の追加発行と実施期間の <b>延長</b>	
マイナポイント(5,000円還元)	申請期限 2021年3月31日	<b>2021年9月末迄の延長</b> の報道あり	マイナカードを取得したら申込みましょう
家賃支援給付金	申請期限 2021年1月15日	現時点ではなし	申請漏れが無いか確認しましょう
持続化給付金	申請期限 2021年1月15日	現時点ではなし	

なお、このサイトも各種支援制度をまとめているので参考になさってください。

⇒<https://corona.go.jp/action/>



### II 業績悪化を逆に利用 株式の贈与のチャンスかも

コロナウイルス感染症禍のため、本年の決算の結果、利益が思わしい結果にならなかった場合、大変残念な結果ですが、一方で自社株の株価が従来よりも低くなる可能性があります。

この機会に、自社株を後継者に贈与することを検討されてはいかがでしょうか？ 弊事務所では株式の評価を随時行いますので、弊事務所担当者にお問い合わせください。

なお、令和3年度の税制改正の議論において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等」というテーマで、贈与税と相続税の改正を議論しているようです。今後大きな改正につながる可能性があります。その意味でも贈与の時期は逃さないよう、ご注意ください。

#### @ 12月の予定

12/10・11月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

1/4 ・10月決算法人の確定申告

・1,4,7月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

